

福島町

議会に政務調査費新設

来年9月 から運用 H P で報告書など公開

【福島】町は来年度、議員の視察費を廃止するのに合わせて、政務調査費を新設する。改選期に当たる来年9月1日から運用する。議員1人当たり年間最高6万円が視察時の旅費や研修費、会議費として交付される。使途

を明確にするため、議会事務局のホームページ（HP）で報告書などを公開しなければならない。このほど開かれた町議会第3回定例会で、議員提案による関連条例を制定した。

議員の視察旅行はこれまで年1回、2泊3日の日程で実施していた。2001-05年の5年間の平均年予算は、約150万円。新制度では、全議員が満額使用しても、72万円に節減できる。全国の自治体で政務調査費の在り方が見直されていることを受け、厳格な規定を設け、条例に盛り込んだ。交付申請書や領収書など収支報告書の提出、残額の返還などを義務付け、使途基準も細かく定めた。提出された収支報告書や調査報告書

は、議長の責任で議会のHPで公開することが義務づけられている。

また、同定例会では、議員提案により、次回改選期から議員定数を、現行の14から12とする条例を制定した。官民が一体となって町財政の建て直しを図る「福島町自立プラン」に沿った支出削減策の一環。各議員の報酬もカットし、一般議員で月額15万7000円から同13万1000円に。これまでの10人分で12人分の報酬を賄う。

（小泉まや）

道南

まちネット